

公益社団法人私立大学情報教育協会
2021 年度第 2 回電子著作物相互利用事業委員会議事概要

I. 日 時：令和 4 年 3 月 18 日（金）17：00～19：00

場 所：Zoom 会議室

II. 参加者：中村委員長、宮林委員、近藤委員、萩原委員、蓬田委員、渡辺アドバイザー
事務局：井端事務局長、野本

III. 検討事項

1. 授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起について

授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起案の資料が提示され、分配の仕組みに対する考え方の問題と、分配の仕組みを改善していくための課題が検討された。

- ・ 権利者を団体に委託しているが、どの権利者も対象となる人は分配がされるべきではないか。課題提起文書では、「著作権の対象となる全ての権利者」の表現を用いることにした。
- ・ より良い著作物創作のためには、分配されるという安心感を持たせて権利者を守ることが著作権法の趣旨ではないか。
- ・ 公共性が高いことから透明性と説明責任を果たしてほしい。課題提起文書では、「全ての権利者に分配される仕組み」、「透明性が確保される」の表現を用いることにした。
- ・ 確実に分配されるよう、SARTRAS と文化庁には強い指導を求めたい。
- ・ 分配につなげるために、各大学でのコンテンツ管理の例などを整理して提示できないか。コロナ後のオンデマンドビデオの使い方や著作権を含む問題点の洗い出しができないか。課題提起文書では、著作物利用情報の収集については、「全ての利用者組織に義務付ける必要」、「権利者については、利用者側で探索し、明らかにしておくことが前提とならざるを得ない」の表現を用いることにした。
- ・ 課題提起文書では、著作権者一元管理に例えば、ブロックチェーン（分散型台帳）技術を用いたシステムなどの導入を提案している。また、メタバースなど新しい著作物の利用形態も今後無限に拡大されることから、AI を活用したデータベースによる対応計画も検討課題とした。
- ・ いわゆるオーバーライド問題は、ガイドラインの提示を求めることにした。
- ・ 課題提起文書の提示では、当面の対応と先の対応を考えて検討してもらい、本委員会に参加してもらい意見交換できないか調整を試みる予定とした。
- ・ 分配されるのか疑念にくぎを刺すこと、分配がされるのか不信感の中でのサンプル調査では透明性が見られないのではないか。

2. 電子著作物相互利用事業の教育コンテンツ相互利用システム終了について

教育コンテンツ相互利用システムは、2021 年度をもって終了することを、2 月 14 日付けで加盟校及び利用者に通知したことが報告され、システムを終了することが確認された。

3. 次年度の委員会について

教育コンテンツ相互利用システムの終了に伴い、事業内容を電子著作物相互利用事業から電子著作物等の利用推進にし、委員会名を「電子著作物等利用推進委員会」に変更することが確認された。個人情報保護を含めた委員会活動とし、教育マネジメントについても文科省が体制強化や IR の取組みを進めることから改正著作権法により学生データの取扱いに注意が必要となってくる。